

## 第1回 公の施設の使用料等に関する特別委員会 概要報告

年 月 日	平成 29 年 9 月 28 日	会場	第 1 委員会室	案件	付託議案審査
出席委員	奥村英俊、東川孝義、東千春、熊谷吉正、塩田昌彦、佐久間誠、高野美枝子、川口京二				
委員外議員					
欠席委員					

### 審査及び報告事項

9月28日開催の平成29年第3回定例会の最終日に、理事者側より「公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の議案が上程され、議会としては、同日8名の委員による特別委員会を設置した。

第1回目の特別委員会では、互選により、委員長に奥村英俊、副委員長に東川孝義を決定し、平成29年第4回定例会に向けて審議を行うことを確認した。

報告者 特別委員会副委員長 東川 孝義

## 第2回 公の施設の使用料等に関する特別委員会 概要報告

年 月 日	平成 29 年 10 月 6 日	会場	第 1 委員会室	案件	付託議案審査
出席委員	奥村英俊、東川孝義、東千春、熊谷吉正、塩田昌彦、佐久間誠、高野美枝子、川口京二				
委員外議員					
欠席委員					

### 審査及び報告事項

今委員会では平成 29 年第 3 回定例会で付託された議案、「公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関わる」審査に向けて、理事者側より下記の説明・報告が行われた。

#### 《条例改正の考え方》

##### 1. 条例制定の趣旨

対象施設は現在有料としている施設のうち、市民文化センターを除く 4 2 施設であり、統一的な設定基準に基づく使用料等の見直しに伴う 2 8 の関係条例の条項整理が必要となったため、条例を制定する。

##### 2. 条例制定の主な理由

これまで使用料等の設定については統一的な基準がなく、同種同類の施設であっても使用料等の設定に差があったものや、名寄地区と風連地区での扱いが異なっていたため、公平・公正な使用料等を設定する観点から統一的な基準を策定する。

##### 3. 算出の基本

使用料等は施設の維持管理経費から算出することを基本とし、面積・時間単価を基に各貸室ごとの面積と時間を乗じて算出した。

##### 4. 主な統一事項

- ① 体育施設の個人使用料。
- ② 高齢者(65 歳以上)の個人使用料等。
- ③ 障がい有する者及びその介助者の個人使用料等。
- ④ 冷暖房料を徴収する期間の統一等。

上記の「使用料等に関する設定基準の基本方針」の細部にわたる説明を受け、今後の具体的な施設・改正条例の審査に向けて理解を深め、さらなる市民サービスの向上を基本として議論を進めることとした。

#### 今後の審査日程(予定)

10 月 27 日(金)、午後 3 時を予定。

11 月 10 日(金)、11 月 21 日(火)、11 月 28 日(火)、何れも開始は午前 10 時を予定。

報告者 特別委員会副委員長 東川 孝義

### 第3回 公の施設の使用料等に関する特別委員会 概要報告

年 月 日	平成 29 年 10 月 27 日	会場	第 1 委員会室	案件	付託議案審査
出席委員	奥村英俊、東川孝義、東千春、熊谷吉正、塩田昌彦、佐久間誠、川口京二				
委員外議員	高橋伸典				
欠席委員	高野美枝子				

#### 審査及び報告事項

今委員会では4 2施設のうち「用途区分の文化・交流施設、集会施設」利用についての具体的な改正内容の審査を行った。

委員から、「よーなの利用料で商工会議所や観光協会事務所などは無料であるが、バス待合室の利用料はなぜ有料か」、「暖房料金が日中と夜間で異なる根拠は、また時間区分毎の考え方は」、「北国雪国ふるさと交流館のバーベキューハウスの利用料金が2倍となった理由は。また22時以降の利用範囲について、市民が理解しやすいように周知を求める」意見が出された。

これに対して以下のとおり説明がされた。

バス待合室の利用料金については、バスは営利目的のため有料としているが、2分の1減免措置でバス業者から理解を得ている。

暖房料金については、今回の暖房費改正にあたり、実績を試算すると使用料金の4割～6割となっており、個別暖房と集中暖房に差はあるが、すべて公平感で統一した。各公共施設において、開館時間や午前・午後・夜間の時間数が異なることから、時間区分による使用料等については、算出方法を統一する必要があった。暖房料金も本来は、午前・午後・夜間の料金は同じだが、午前と午後の日中は利用促進を図るために、使用料及び暖房料を値下げしている。

北国雪国ふるさと交流館については指定管理者より、肉を焼くための網の洗浄や炭の片づけ及び周辺清掃などの労務費と使用料で大きな差が出ているとの指摘を受け、人件費を考慮して金額を設定した。また、夜間の利用は、原則会館時間内であるが、表現方法については、検討する。

次回は11月10日、午前10時より、体育施設の審査を行う予定

報告者 特別委員会副委員長 東川 孝義

## 第4回 公の施設の使用料等に関する特別委員会 概要報告

年 月 日	平成 29 年 11 月 10 日	会場	第 1 委員会室	案件	付託議案審査
出席委員	奥村英俊、東川孝義、東千春、熊谷吉正、塩田昌彦、佐久間誠、高野美枝子、川口京二				
委員外議員	山崎真由美				
欠席委員					

### 審査及び報告事項

今委員会では 42 施設の用途区分の「体育施設と福祉施設」利用についての具体的な改正内容の審査を行った。

委員からは、65 歳以上の施設使用料で「シーズン券購入に関わる対象年齢が施設によって異なっている、公の施設使用料の統一を目的とした条例であることから、対象年齢の表現方法も統一した方が良いのでは」また、「サンシャインホールの使用料は現行と同条件なのか」「子どもへの配慮への考え方」について、意見が出された。

行政側の考え方としては、65 歳以上のシーズン券に対する基本的な考え方について、当該年度で 65 歳以上になる人を対象にした。しかし、施設によって対象年齢が「当該年度で 65 歳になる人」と「65 歳になっている」で差異が出ることになるため、正副委員長と理事者側で取り扱いを整理することとした。

サンシャインホールの利用について当初は維持管理の面積で試算したが、学校開放事業としての利用もあり、現行利用と同じ考え方である。

子どもへの配慮とは各体育施設で、一般・学生・高校生、中学生・小学生・幼児・高齢者に区分して、どの施設がどの世代に多く利用されているかの実態を鑑みて設定している。

次回は 11 月 21 日、午後 1 時より、社会福祉施設、その他施設の審査を行う予定

報告者 特別委員会副委員長 東川 孝義



## 第5回 公の施設の使用料等に関する特別委員会 概要報告

年 月 日	平成 29 年 11 月 21 日	会場	第 1 委員会室	案件	付託議案審査
出席委員	奥村英俊、東川孝義、東千春、熊谷吉正、塩田昌彦、佐久間誠、高野美枝子、川口京二				
委員外議員	山崎真由美				
欠席委員					

### 審査及び報告事項

今委員会では 42 施設の用途区分の「社会福祉施設とその他施設」利用についての具体的な改正内容の審査を行った。

委員会冒頭、奥村委員長より 65 歳以上のシーズン券利用に対する考え方については、次回委員会までに報告する旨の発言があり理解を求め了承された。

委員からは、「あぐりん館・グリーンハウスの燃料費は使用料に含まれているのか」、営利目的の利用料金について「改正前は 10 倍であり、改正後の 10 割増し」の考え方について、「利用料金の減免と暖房料金免除の考え方について」、また利用料および使用料に関して「あらかじめ納入」の表現は、どの時点を考えているか等の意見が出された。

答弁では、あぐりん館・グリーンハウスの燃料費については、使用料金に含まれている。営利目的の利用料金については、いままで概ね 3 割増しとなっており、他の施設と均衡を保つために 10 割増し(2 倍)とした。ただし、光熱費の使用が著しく多い場合は実費徴収とする。

利用料金の減免について、1/2 減免の場合の暖房料金は全額徴収としているが、全額免除については、暖房料も免除とする考え方で統一している。

あらかじめ納入の表現の取り扱いは、申請時を含めて、当日利用前納入、後納は基本的に出来ないという考え方で統一している。

次回は 11 月 28 日、午前 10 時より、全体討論を含め最終審査を行う予定

報告者 特別委員会副委員長 東川 孝義

## 第 6 回 公の施設の使用料等に関する特別委員会 概要報告

<b>年 月 日</b>	平成 29 年 11 月 28 日	<b>会場</b>	第 1 委員会室	<b>案件</b>	付託議案審査
<b>出席委員</b>	奥村英俊、東川孝義、東千春、熊谷吉正、塩田昌彦、佐久間誠、高野美枝子、川口京二				
<b>委員外議員</b>					
<b>欠席委員</b>					

### 審査及び報告事項

今委員会では、第 3 回定例会で付託された議案第 2 5 号「公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関わる」、条例制定の考え方、具体的な 4 2 施設の用途区分についての審査を含めた、全体に関する質疑を行った。

委員より少年団などの指導者の使用料無料化を求める意見が出され、行政側の考え方としては、個人使用料は基本的に受益者負担である。今後コーチ養成プログラム・講習会などで指導者に対する状況を調査し、検討するとの考え方が示され理解を求めた。

その後、委員長を除く 7 名の委員より、シーズン券や定期券、年間観覧料の 6 5 歳以上の取り扱いについて、修正案が提出された。

#### 修正案の内容は

高齢者とは、市内在住の 6 5 歳で、

#### 《修正案》

#### 《施設名》

(定期券については、有効期間内に 6 5 歳になる者を含む) ⇒ 風連 B&G 海洋センター、風連農村環境改善センター、名寄市スポーツセンター、体育センターピヤシリ・フォレスト

(シーズン券については、当該年度 6 5 歳になる者を含む) ⇒ 風連スキー場

(シーズン券については、当該年に 6 5 歳になる者を含む) ⇒ 名寄市・名寄公園・風連東地区運動広場テニスコート、名寄市南・智恵文水泳プール、名寄市 B&G 海洋センター、風連 B&G 海洋センター

(年間観覧料については、有効期間内に 6 5 歳になる者を含む) ⇒ なよる市立天文台

上記修正内容については全委員による提出であるため質疑を省略し、採決を行った結果、付託議案第 2 5 号「公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関わる」条例制定については、修正案について議決し、また修正議決した部分を除く部分について原案の通り、全会一致で可決すべきものと決定した。

報告者 特別委員会副委員長 東川 孝義
---------------------

